

# 個人情報保護法の改正に伴う自治会員名簿作成等の注意事項

## 1 法改正について

個人情報保護法が改正され（平成 29 年 5 月 30 日施行）、個人情報の取扱い件数の多少にかかわらず全ての者に適用されることになりました。そのため、今後は自治会も法に基づく個人情報の保護が義務化されます。

これまで、各自治会におかれましては自治会員名簿等の個人情報を適切に取り扱われてきたところではありますが、法の適用対象となるため、改めて下記のルール等にご注意いただきますようお願いいたします。

## 2 自治会員名簿の作成・保管の際のルール

### (1) 個人情報を集める前（個人情報の利用目的の特定）

「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に配布するため」など利用目的の明確化が必要です。

### (2) 会員から個人情報を集めるとき（利用目的の通知・明示）

(1)の目的を会員にお知らせする必要があります。お知らせする方法としては、個人情報を集める際に配布する用紙に利用目的を記載する等が挙げられます。

### (3) 個人情報を保管しているとき（漏えい防止のための措置）

盗難・紛失等、情報が流出することがないように適切な管理が必要です。

Q：すでに配布した会員名簿はどのように扱えばよいですか。

A：自治会の中で、名簿の利用目的が会員全員で共有されている場合には特段新たな措置は必要ありません。これまで、会員に利用目的を周知されていない場合には、周知を図ることが必要になります。

Q：新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになりますが、その場合どのように取り扱えばよいですか。

A：当初情報を収集した際に、その会員に対して利用目的を伝え、第三者提供について同意を得ていれば、改めて何かを行っていただく必要はありません。

### 3 名簿を本人以外の第三者に提供する際のルール

#### (1) 会員本人の同意の取得

名簿の配布は、自治会内の他の会員に個人情報を提供することになりますので、本人に対して配布の同意が必要になります。但し、警察からの照会や災害時の安否確認、名簿の印刷製本を委託する場合などの提供は、同意は不要です。

#### (2) 提供に関する記録義務

会員の同意のもと自治会外部に情報提供した場合には、「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したのかを記録し、その記録を3年以上保管する必要があります。なお、本人の同意なく提供できる場合には提供記録は不要です。

#### (3) 委託先の監督

名簿の印刷製本を業者に委託する場合、第三者への情報漏えいがないよう適切に監督を行ってください。

Q：警察から自治会員の連絡先の照会があったのですが、本人の同意を得ずに教えてもよいのでしょうか。

A：警察や検察等の捜査機関や裁判所からの照会については、法律に基づくものであり、その場合は、本人の同意を得ずに提供することができます。なお、文書による照会でない場合は、捜査機関による捜査のための照会であるかどうか確認するためにも、文書の提出を求めるなどしてください。

Q：救急隊員から、児童が事故にあったため保護者の連絡先を教えて欲しいと言われましたが、本人の同意を得ずに教えてもよいのでしょうか。

A：個人情報保護法では、人の生命、身体等に危険性がある場合は、本人の同意を得ずに個人情報を提供することができます。今回のようなケースは、生命、身体に危険性がある場合に該当しますので、緊急連絡先を提供することができます。

その他、個人情報保護に関するご質問がありましたら下記窓口にお問い合わせください。

個人情報保護委員会 個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

(受付時間 土日祝日および年末年始を除く 9:30~17:30)